

愛知学院大学

宗教法制研究所主催講演会

臓器移植法の改正をめぐって

神戸大学大学院法学研究科

丸山英二

<http://www2.kobe-u.ac.jp/~emaruyam/>

# 臓器移植法改正の背景

1. イスタンブール宣言とWHO指針改正による渡航移植の事実上の禁止。
2. 臓器移植法下で小児心臓移植ができない。
3. 臓器移植法下で脳死移植数が少数にとどまっている。

# イスタンブール宣言

- ◆1991年、世界保健機関(WHO)総会で「移植ガイドライン(Guiding Principles on Organ Transplantation)」を採択。(WHA44.25)
- ◆1990年代から2000年代にかけて、移植用臓器の不足を背景に、臓器売買や渡航移植などの問題が顕著になる。
- ◆WHO では、これに対応するため、2009 年の総会でガイドラインの改訂を予定していた。
- ◆2008.4.30.～5.2.ガイドライン改訂作業に参加してきた国際移植学会(The Transplantation Society: TTS)がトルコのイスタンブールで、” International Summit on Organ Trafficking and Organ Tourism” を開催。78ヶ国、154 名が参加。「イスタンブール宣言(The Declaration of Istanbul on Organ Trafficking and Transplant Tourism)」を取りまとめた。

# イスタンブル宣言

【定義】移植のための渡航（Travel for transplantation）とは、臓器そのもの、ドナー、レシピエント、または移植医療の専門家が、臓器移植の目的のために国境を越えて移動することをいう。移植のための渡航に、臓器取引や移植商業主義の要素が含まれたり、あるいは、外国からの患者への臓器移植に用いられる資源（臓器、専門家、移植施設）のために自国民の移植医療の機会が減少したりする場合は、移植ツーリズム（transplant tourism）となる。

【原則】6. 臓器取引と移植ツーリズムは、公平、正義、人間の尊厳の尊重といった原則を踏みにじるため、禁止されるべきである。

# 臓器移植という医療

## ◆臓器置換医療——人工臓器、臓器移植

- ・対象(レシピエント)は局所的疾患に罹患する患者

## ◆同種移植(人間→人間)・異種移植(動物→人間)

## ◆生体臓器移植(腎臓、肝臓、肺、骨髓など)

死体臓器移植(心臓、肺、肝臓、腎臓、膵臓、小腸、眼球など)

## ◆死体臓器移植

- ・ドナー(全身的な機能不全によらず死亡した者)

事故死・脳卒中

- ・脳死者の臓器——死の原因が脳に局在→移植に適す。

# 脳死

◆脳死——全脳(脳幹+大脳)の不可逆的機能停止

脳幹(延髄, 橋, 中脳)——呼吸中枢(自発呼吸に必要)

大脳——意識, 感情, 思考

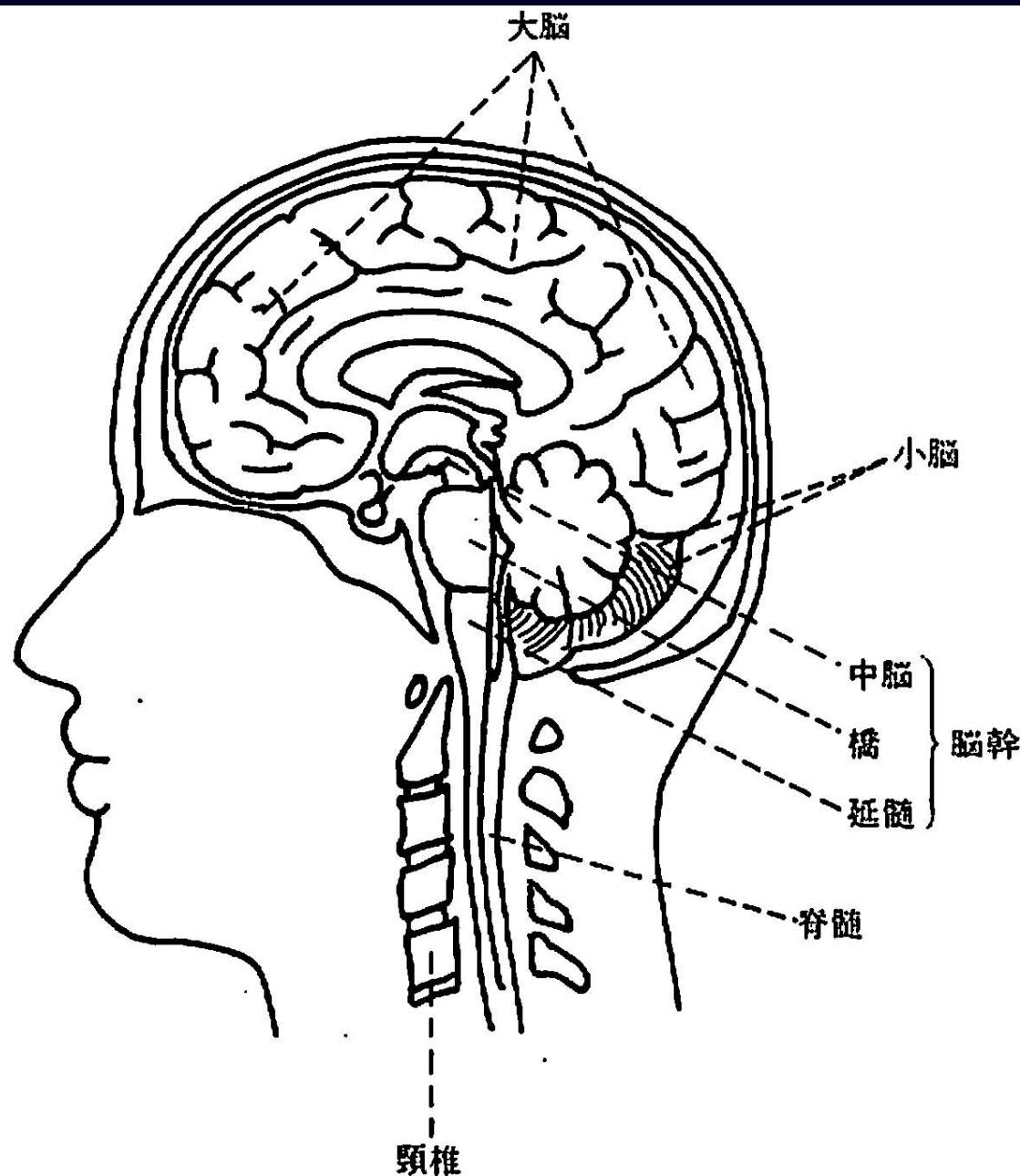
◆脳死は死か

脳死状態の者は, 人工呼吸器によって呼吸が維持されている。

①人工呼吸器がなければ, 呼吸・心拍が停止する。

②人工呼吸器が付けられると, 脳以外の身体の恒常性(homeostasis)は一応保たれている。

◆「人工呼吸器が付されていなければ……」という条件で考えると「死」, 「人工呼吸器が付されている限り……」という条件で考えると「生」。 →人工呼吸器の登場で出現したこれまでなかった状態をどのように評価するか?



臨時脳死及び臓器移植調査会「審議だより」1号65頁（1990）から。

# 移植用死体臓器の摘出に関する法律

## ◆角膜移植に関する法律

(昭和33年4月17日公布法律第64号,  
角膜腎臓移植法の制定により廃止)

## ◆角膜及び腎臓の移植に関する法律

(昭和54年12月18日公布法律第63号,  
臓器移植法の制定により廃止)

## ◆臓器の移植に関する法律

(平成9年7月16日公布法律第104号,  
改正平成21年7月17日公布法律第83号)

# 臓器移植法の概要

- ①臓器移植に関する基本的理念
- ②臓器移植目的で死体から心臓, 肺, 肝臓, 腎臓, 脾臓, 小腸, 眼球を摘出するための要件
- ③臓器売買の禁止(すべての臓器移植に及ぶ)
- ④死体から摘出された臓器のあっせんに關わる要件,  
など

# 臓器移植法第6条第1項

① 医師は、死亡した者が生存中に臓器を移植術に使用されるために提供する意思を書面により表示している場合であって、その旨の告知を受けた遺族が当該臓器の摘出を拒まないとき又は遺族がないときは、この法律に基づき、移植術に使用されるための臓器を、死体（脳死した者の身体を含む。以下同じ。）から摘出することができる。

## 臓器移植法第6条第2項第3項

- ② 前項に規定する『脳死した者の身体』とは、その身体から移植術に使用されるための臓器が摘出されることとなる者であって脳幹を含む全脳の機能が不可逆的に停止するに至ったと判定されたものの身体をいう。
- ③ 臓器の摘出に係る前項の判定は、当該者が第1項に規定する意思の表示に併せて前項による判定に従う意思を書面により表示している場合であって、その旨の告知を受けたその者の家族が当該判定を拒まないとき又は家族がないときに限り、行うことができる。[4項以下は省略]

# 死体からの移植用臓器の摘出要件

【死体(脳死した者の身体[以下、「脳死体」という]も含む)からの臓器の一般的摘出要件(6条1項)】

- ①生前の本人の, 提供意思の, 書面による表示(ドナーカード→臓器提供意思表示カードや運転免許証・健康保険証へ貼付するシール)
- ②①の意思表示があったことを知らされた遺族が摘出を拒まないこと(または遺族がないこと——遺族がない場合については以下では省略する)

# 脳死判定実施の要件

【脳死体から臓器を摘出しようとする場合に、脳死の判定を行うための要件（6条3項）】

- ③本人の、（提供意思に併せて表示される）脳死判定に従うという意思の、書面による表示（臓器提供意思表示カードや運転免許証・健康保険証へのシール）
- ④③の意思表示があったことを知らされた家族が脳死判定を拒まないこと

↓

〈該当する1.2.3.の番号を○で囲んだ上で  
提供したい臓器を○で囲んで下さい〉

- 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。  
心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・眼球・その他( )  
(×をつけた臓器は提供しません)
- 私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。  
腎臓・脾臓・眼球・その他( )  
(×をつけた臓器は提供しません)
- 私は、臓器を提供しません。

署名年月日： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

本人署名(自筆)： \_\_\_\_\_

家族署名(自筆)： \_\_\_\_\_

(可能であれば、この意思表示カードをもっていることを知っている家族が、そのことの確認の為に署名して下さい。)

# 生前に臓器提供の意思表示をなしうる者

## ◆ガイドライン第1

「民法上の遺言可能年齢等を参考として、法の運用に当たっては、15歳以上の者の意思表示を有効なものとして取り扱うこと。」

## ◆臓器を分割・縮小して移植することが不可能な心臓などについては身体の小さい小児の患者への移植ができない。

### 【生前の提供意思表示が不可欠】

## ◆脳死提供者が多くない——平成11年4例、12年5例、13年8例、14年6例、15年3例、16年5例、17年9例、18年10例、19年13例、20年13例、21年5例(21年9月まで、累計81例)。

# 本人意思不可欠の例外

- ◆死体から移植用臓器を摘出するためには、本人の臓器提供意思の表示があることが不可欠
- ◆例外として附則4条第1項(心臓死体／眼球・腎臓の摘出)  
「医師は、当分の間、第6条第1項に規定する場合のほか、[死亡した者が生存中に提供意思の有無を表明していない場合であって、] 遺族が当該眼球又は腎臓の摘出について書面により承諾しているときにおいても、移植術に使用されるための眼球又は腎臓を、同条第2項の脳死した者の身体以外の死体から摘出することができる。」

## 角膜腎臓移植法(昭和54年)の承諾要件

第3条 ③ 医師は、……死体からの眼球又は腎臓の摘出をしようとするときは、あらかじめ、その遺族の書面による承諾を受けなければならぬ。

ただし、死亡した者が生存中にその眼球又は腎臓の摘出について書面による承諾をしており、かつ、医師がその旨を遺族に告知し、遺族がその摘出を拒まないとき、又は遺族がないときは、この限りでない。

# 脳死臨調答申（平成4年1月）

◆臨時脳死及び臓器移植調査会答申「脳死及び臓器移植に関する重要事項について」（平成4年1月22日）

「脳死をもって社会的・法的にも『人の死』とすることは妥当な見解であると思われ」、また、「脳死をもって『人の死』とすることについては概ね社会的に受容され合意されているといってよいものと思われる。」

# 臓器の移植に関する法律案（各党協議会案） (脳死臨調答申(平成4年1月)後の平成6年4月12日国会提出)

第6条 医師は、次の各号のいずれかに該当する場合には、移植術に使用されるための臓器を、死体(脳死体を含む。以下同じ。)から摘出することができる。

- 一 死亡した者が生存中に当該臓器を移植術に使用されるために提供する意思を書面により表示している場合であって、その旨の告知を受けた遺族が当該臓器の摘出を拒まないとき又は遺族がないとき。
- 二 死亡した者が生存中に当該臓器を移植術に使用されるために提供する意思を書面により表示している場合及び当該意思がないことを表示している場合以外の場合であって、遺族が当該臓器の摘出について書面により承諾しているとき。

# 中山修正案(平8年6月)・中山案(平8年12月)

第6条 医師は、死亡した者が生存中に臓器を移植術に使用されるために提供する意思を書面により表示している場合であって、その旨の告知を受けた遺族が当該臓器の摘出を拒まないとき又は遺族がないときは、移植術に使用されるための臓器を、死体(脳死体を含む。以下同じ。)から摘出することができる。

## 附 則 (経過措置)

第4条 医師は、当分の間、第6条第1項に規定する場合のほか、[死亡した者が生存中に提供意思の有無を表明していない場合であって、] 遺族が当該眼球又は腎臓の摘出について書面により承諾しているときにおいても、移植術に使用されるための眼球又は腎臓を、同条第2項の脳死体以外の死体から摘出することができる。

## 関根修正案(平成9.6.16)によって修正された中山案

第6条 医師は、死亡した者が生存中に臓器を移植術に使用されるために提供する意思を書面により表示している場合であって、その旨の告知を受けた遺族が当該臓器の摘出を拒まないとき又は遺族がないときは、この法律に基づき、移植術に使用されるための臓器を、死体(脳死した者の身体を含む。以下同じ。)から摘出することができる。

- ② 前項に規定する「脳死した者の身体」とは、その身体から移植術に使用されるための臓器が摘出されることとなる者であって脳幹を含む全脳の機能が不可逆的に停止するに至ったと判定されたものの身体をいう。
- ③ 臓器の摘出に係る前項の判定は、当該者が第1項に規定する意思の表示に併せて前項による判定に従う意思を書面により表示している場合であって、その旨の告知を受けたその者の家族が当該判定を拒まないとき又は家族がないときに限り、行うことができる。

# 臓器移植法改正法案の提出

## A案(中山案)

第162回国会衆法第38号・平成17年8月8日提出(同日解散で廃案)

第164回国会衆法第14号・平成18年3月31日提出(成立)

## B案(斎藤案)——12歳以上の者に提供意思表示を認める

第162回国会衆法第39号・平成17年8月8日提出(同日解散で廃案)

第164回国会衆法第15号・平成18年3月31日提出(廃案)

## C案(金田案)——要件の厳格化

第168回国会衆法第18号・平成19年12月11日提出(廃案)

## D案(根本案)——15歳未満の者について遺族・家族の承諾を認める

第171回国会衆法第30号・平成21年5月15日提出(否決)

## E案(千葉案)——臨時子ども脳死・臓器移植調査会の設置

第171回国会参法第26号・平成21年6月23日提出(廃案)

# 臓器移植法改正法案（A案）

第 6 条 医師は、次の各号のいずれかに該当する場合には、移植術に使用されるための臓器を、死体（脳死した者の身体を含む。以下同じ。）から摘出することができる。

一 死亡した者が生存中に当該臓器を移植術に使用されるために提供する意思を書面により表示している場合であって、その旨の告知を受けた遺族が当該臓器の摘出を拒まないとき又は遺族がないとき。

二 死亡した者が生存中に当該臓器を移植術に使用されるために提供する意思を書面により表示している場合及び当該意思がないことを表示している場合以外の場合であって、遺族が当該臓器の摘出について書面により承諾しているとき。

2 前項に規定する「脳死した者の身体」とは、脳幹を含む全脳の機能が不可逆的に停止するに至ったと判定された者の身体をいう。

# 臓器移植法改正法案（A案）

## 第6条

- 3 臓器の摘出に係る前項の判定は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、行うことができる。
- 一 当該者が第1項第1号に規定する意思を書面により表示している場合であり、かつ、当該者が前項の判定に従う意思がないことを表示している場合以外の場合であって、その旨の告知を受けたその者の家族が当該判定を拒まないとき又は家族がないとき。
  - 二 当該者が第1項第1号に規定する意思を書面により表示している場合及び当該意思がないことを表示している場合以外の場合であり、かつ、当該者が前項の判定に従う意思がないことを表示している場合以外の場合であって、その者の家族が当該判定を行うことを書面により承諾しているとき。

# 臓器移植法改正法案（A案）

## 第6条

### 1 死体臓器を移植用に摘出できる場合

①本人の提供意思 + 遺族の拒否の不存在

②臓器提供に関する本人意思が不存在 + 遺族の摘出承諾

### 3 脳死した者の身体からの臓器摘出の前提となる脳死判定ができる場合

①本人の臓器提供意思 + 本人による脳死判定の拒否の不存在  
+ 家族の拒否の不存在

②臓器提供に関する本人意思が不存在 + 本人による脳死判定の拒否の不存在  
+ 家族の脳死判定承諾

# 臓器移植法改正法案（A案）

（親族への優先提供の意思表示）

第6条の2 移植術に使用されるための臓器を死亡した後に提供する意思を書面により表示している者又は表示しようとする者は、その意思の表示に併せて、親族に対し当該臓器を優先的に提供する意思を書面により表示することができる。

[同旨の規定はB案にもあった。]

## 臓器移植法改正法案（B案）

第6条 医師は、死亡した者が生存中に臓器を移植術に使用されるために提供する意思を書面により表示している場合（当該意思の表示が12歳に達した日後においてなされた場合に限る。）であって、その旨の告知を受けた遺族が当該臓器の摘出を拒まないとき又は遺族がないときは、この法律に基づき、移植術に使用されるための臓器を、死体（脳死した者の身体を含む。以下同じ。）から摘出することができる。[2項、3項は現行法と同じ]

## 臓器移植法改正法案（C案）

- ・脳死判定の要件の厳格化(6条③④)。
- ・心臓死体からの組織移植についても規定する(本人による提供意思の表示が必要——死体臓器の場合と同様の要件)(6条の2, 6条の3)。
- ・親族間の生体臓器移植についても規定する(親族は、配偶者または2親等以内の血族)(10条の2～10条の5)。
- ・生前の本人による承認がある場合に、不使用臓器の研究利用ができるようにする(17条の4)。

# 臓器移植法改正法案（D案）

第6条 1 [生前の提供意思表示者を、15歳以上の者に限定]

2 前項に規定する場合のほか、医師は、死亡した者がその死亡の当時15歳未満である場合において、その生存中に前項に規定する意思がないことを表示しているとき以外のときであって、次の各号のいずれにも該当するときは、この法律に基づき、移植術に使用されるための臓器を、死体から摘出することができる。

- 一 当該者の遺族が当該臓器の摘出について書面により承諾していること。
- 二 当該臓器の摘出が行われる病院又は診療所において、厚生労働省令で定めるところにより、当該者の遺族に対する当該臓器の摘出に関し必要な事項についての説明が不適切であったこと、当該者に対するその遺族による虐待が行われた疑いがあることその他の移植医療の適正を害するおそれのある事実として厚生労働省令で定める事実がない旨の確認がされていること。

# 臓器移植法改正法案（D案）

第6条 4 [現行法6条3項と同旨（「限り」を削除する以外は）]

5 前項に規定する場合のほか、臓器の摘出に係る第3項の判定は、当該者が同項による判定が行われる時に15歳未満である場合において、第1項に規定する意思がないことを表示しているとき以外のときであり、かつ、第3項による判定に従う意思がないことを表示しているとき以外のときであって、次の各号のいずれにも該当するときに、行うことができる。

- 一 当該者の家族が当該判定を行うことを書面により承諾していること。
- 二 当該判定が行われる病院又は診療所において、厚生労働省令で定めるところにより、当該者の家族に対する当該判定及び当該臓器の摘出に関し必要な事項についての説明が不適切であったこと、当該者に対するその家族による虐待が行われた疑いがあることその他の移植医療の適正を害するおそれのある事実として厚生労働省令で定める事実がない旨の確認がされていること。

E案(「子どもに係る脳死及び臓器の移植に関する  
検討等その他適正な移植医療の確保のための  
検討及び検証等に関する法律案」)

(趣旨)

第1条 この法律は、子どもに係る脳死及び臓器の移植に関する検討並びに当該検討に係る臨時子ども脳死・臓器移植調査会の設置について定めるとともに、適正な移植医療の確保のための検討及び検証等について定めるものとする。

(臨時子ども脳死・臓器移植調査会の設置)

第3条 内閣府に、この法律の施行の日から起算して一年を経過する日までの間、臨時子ども脳死・臓器移植調査会(以下「調査会」という。)を置く。

## A案では脳死は一律に人の死か

- ◆No. 人の死の定義はどこにも規定されていない。あるのは、移植用臓器を死体から摘出する場合に脳死判定を実施することができる場合について要件を定める規定。
- ◆現行法では、脳死判定に関して、本人がそれに従う意思を表示していた場合に、その実施が認められている。改正法では、本人がそれを拒む意思を表示していなければ、その実施は認められる。現行法と改正法で異なるのは、現行法では、本人が脳死判定について積極的にその実施を認める意思表示が必要とされるのに対して、改正法では、本人の拒否がないことで足りるとされる点である。換言すると、脳死判定の実施に関して当事者が意思を表示していない場合の原則的取扱いを、現行法では脳死判定実施不可とするところを、改正法では脳死判定実施可に変更することである。

# 脳死判定の実施(本人の臓器提供がある場合)

本人の意思表示	現行法の取扱い	改正法の取扱い
脳死判定に従う 意思を表示	実施可	実施可
脳死判定に関して 意思表示なし	<u>実施不可</u>	<u>実施可</u>
脳死判定を拒む 意思を表示	実施不可	実施不可

# 改正法の施行に向けた検討課題 (H21.9.15.臓器移植委員会)

## I. 親族への優先提供に関する課題

1. 親族の範囲について
2. 親族への優先提供意思の取扱いについて
3. あせん手続きについて

## II. 小児からの臓器提供に関する課題

1. 小児の脳死判定基準等について
2. 被虐待児の取扱いについて
3. 15歳未満の者による拒否の意思表示について

## III. 本人が意思表示していない場合における臓器提供に関する課題

1. 意思表示していないことの確認について
2. 有効な意思表示ができない者の取扱いについて

# 改正法の施行に向けた検討課題 (H21.9.15.臓器移植委員会)

## IV. 普及啓発等に関する課題

1. 臓器提供意思表示カードについて
2. 意思表示登録システムについて
3. 普及啓発の対象者と啓発方法について
4. 普及啓発の内容について

## V. その他

1. ドナー適応基準及びレシピエント選択基準の見直しについて
2. 臓器移植に係る体制整備について

## 親族への優先提供に係る諸課題に関する検討状況について

### 1 親族の範囲等について

検討課題	論点	作業班の見解
親族の範囲	臓器移植法の「親族」の範囲につき、 ・制限を加える場合、(根拠も含め)どのような範囲 が考えられるか。 ・立法者意思で示された「配偶者及び親、子」と考 えてよいか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民法における親族の範囲は、その成り立ちから広く設定されており、法的な権利義務を与える範囲として合理的な基準ではなく、これと同様にする必要はない。</li> <li>・臓器売買の防止等の観点からは、範囲をできるだけ狭く解すべきではないか。</li> <li>・家族概念の最小単位としては、「婚姻関係」と「親子関係」が考えられることから、立法者による「配偶者及び親、子」との解釈は妥当ではないか。</li> <li>・かなり明確になっている立法者の解釈を変更する十分な理由は見あたらないのではないか。</li> </ul> <p>※ なお、移植医療の現場においては、兄弟姉妹への移植希望事例もあることに配慮すべきではないかとの意見があった。</p>
養子	以下の点を踏まえ、どのように考えるか。 ・養子は「嫡出子」としての身分を取得し、血族間に おけるのと同一の身分関係を生じること ・臓器移植の基本原則（「移植機会の公平性」「任意 性の確保」「有償性の回避」） ・提案者意思「強いきずなで結ばれた家族として自 然に持つ心情への配慮」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成年養子を広く認める日本の養子縁組制度の下では、臓器売買等の危険性を考えると、養子については限定的に取り扱うべき。</li> <li>・要件が厳しく、実方の親子関係を終了させる特別養子縁組については、親族優先提供の範囲に含めることとして差し支えないのではないか。</li> </ul>

事実婚	<p>以下の点を踏まえ、どのように考えるか。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・同居・協力・扶助義務等「夫婦の実質があれば保障する必要があるもの」は事実婚にも認められる</li><li>・相続権等「取引の安全等を考慮し、画一的に決まる必要があるもの」は事実婚に認められない</li><li>・提案者意思「強いきずなで結ばれた家族として自然に持つ心情への配慮」</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・事実婚は、法律婚と同様の権利を認めるという流れにあり、配偶者に含めないとするのは難しいが、事実上婚姻関係と同様の事情にあることを形式だけでなく、その安定性も含めて統一的に確認することが困難であり、臓器移植の場面において、事実婚は確認が困難であることから、法律婚に限定すべきではないか。</li><li>・法律上の地位を差別する趣旨ではないが、臓器移植においては法律婚に限定すべきではないか。</li></ul>
-----	---	--

## 2 意思表示内容について

検討課題	論点	作業班の見解
特定親族(範囲内)の指定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・親族優先提供の意思表示内容として、「親族」とのみ表示することとするのか、特定の親族を指定する意思表示も認めるとか。</li> <li>・実際に特定の親族を指定する意思表示があった場合、どのように解釈し、取り扱うか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・親族優先提供の意思表示は移植機会の公平の特例であることや運用上のトラブルを防ぐ必要があることを踏まえ、親族提供の意思是、単に「親族」と表示することとすべき。</li> <li>・特定の親族を指定した意思表示があった場合には、順位付けがある場合も含め、指定された親族を含む親族一般への優先提供意思と解すべき。</li> <li>・優先提供の対象親族が複数人となる場合は、レシピエント選択基準に従って医学的に優先順位を決定すべき。</li> </ul> <p>※ なお、本人意思の尊重を貫徹する立場から、特定の親族を指定した意思表示や、親族間で提供順位付けをした意思表示があった場合は、それを認めるべきではないかとの意見があった。</p>
親族名(範囲外)の指定	臓器移植法上は優先とならない親族への優先提供の意思表示があった場合、どのように解釈し、取り扱うか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・親族優先提供の意思是無効とし、臓器の提供意思是有効と解すべき。このため、一般的な臓器提供プロセスに移行すべき。</li> </ul>

親族限定提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・親族への提供意思のみが表示されていた場合(限定提供意思)は、どのように解釈し、取り扱うか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・親族優先提供の意思表示は、臓器提供の意思表示に併せて行うことができるとしていることから、親族以外の第三者への提供拒否の意思が明確に認められる場合は、親族への優先提供意思の前提となる臓器提供の意思がないと解し、臓器提供プロセスに移行すべきでない。</li> </ul> <p>※ なお、本人意思の尊重を貫徹する立場から、親族のみへの臓器提供も認めるべきではないかとの意見があった。</p>
親族優先提供の意思表示が可能となる年齢	<ul style="list-style-type: none"> <li>・親族優先提供の意思表示が可能となる年齢について、どのように考えるか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・親族への優先提供の意思表示は、臓器提供の意思表示に併せて行うことができるところから、現行法の解釈のとおり、15歳とする。</li> </ul>
親族優先提供に係る意思表示に基づき臓器提供を受けることが可能となる年齢	<ul style="list-style-type: none"> <li>・親族優先提供に係る意思表示に基づき臓器提供を受けることが可能となる年齢について、どのように考えるか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・臓器提供を受ける年齢について、現行法上は特に制限がないことから、親族優先提供に係る意思表示に基づき臓器提供を受けられる年齢も、特に制限を設けない。</li> </ul>

### 3 意思表示方法について

検討課題	論点	作業班の見解
従来の臓器提供の意思表示と比較し、親族へ臓器を優先的に提供する意思表示について、留意すべき点はないか。	・親族優先提供の意思表示をドナーカードに記載することとした際に、留意すべき点はあるか。	<ul style="list-style-type: none"><li>・親族優先提供の意思表示は、表示相手に利益をもたらすため、期待を生じさせるところから、親族関係のトラブルや偽造などの危険性がある。</li><li>・偽造や複数枚作成を防止するため、1人1枚を所持する運転免許証などに記載するのが望ましい。</li><li>・ただし、現行ドナーカードへの記載を無効とすることは困難。</li></ul>
	・親族優先提供の意思表示を「臓器提供意思登録システム」で行うこととした際に、留意すべき点はないか。	<ul style="list-style-type: none"><li>・ドナーカードのはらむ危険性を考慮すると、親族優先提供の意思表示を行う際は、本人の意思表示内容をより確実に実現できるよう、臓器提供意思登録システムの登録を原則とすべきではないか。</li><li>・なお、現行の臓器提供意思登録システムについて、本人確認をより厳格にすることも検討すべきである。</li><li>・親族への優先提供の意思表示や、臓器提供を拒否する意思表示を確認することが重要になるため、意思登録システムの在り方についての検討が将来的な課題となる。</li></ul>

#### 4 親族の確認方法について

検討課題	論点	作業班の見解
公的証明書が入手困難な場合のあっせん手続きについて	<ul style="list-style-type: none"><li>・公的証明書が入手困難な場合、どのような条件下でレシピエント選択の開始を認めるか。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・その時点で提示可能な公的証明書（免許証、パスポート等）を確認し、それを基礎として手続きを開始し、事後的に公的証明書により追完するという方法が考えられる。</li><li>・親族からの証言を得た上で、それを基礎として手続きを開始し、事後的に公的証明書により追完する方法が考えられる。</li><li>・上記2つの情報（その時点で提示可能な公的証明書及び親族からの証言）を得た上で、それを基礎として手続きを開始し、事後的に公的証明書により追完する方法が考えられる。</li></ul> <p>※ なお、戸籍謄本による確認は必須であり、レシピエント選択の前に親族関係を確認できるようすべきであるとの意見もあった。</p>

# 親族の範囲について

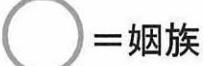
参考

※ 前提

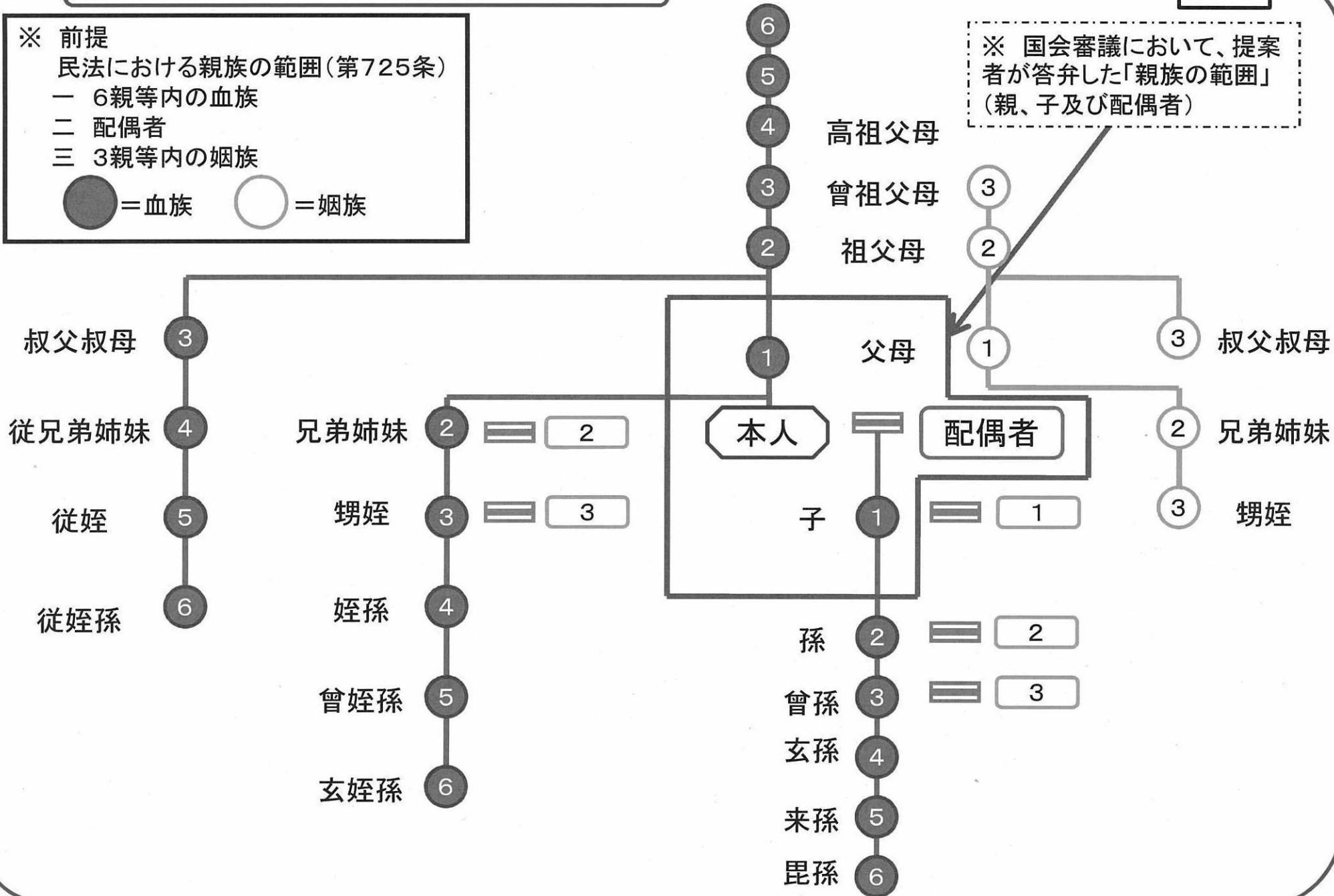
民法における親族の範囲(第725条)

- 一 6親等内の血族
- 二 配偶者
- 三 3親等内の姻族

 = 血族

 = 姻族

※ 国会審議において、提案者が答弁した「親族の範囲」  
(親、子及び配偶者)



## 【参考文献】

- ◆丸山「臓器移植法の改正をめぐって—臓器摘出の承諾要件」  
移植(日本移植学会雑誌)44巻特別号(2009・未刊)
- ◆丸山「臓器移植法と臓器摘出の承諾要件」ジュリスト1339号32  
～38頁(2007)
- ◆丸山「小児心臓移植と臓器移植法」ジュリスト1263号112～14  
頁(2004)
- ◆丸山「生体臓器移植におけるドナーの要件——親等制限」城  
下裕二編『生体移植と法』83～96頁(日本評論社)(2009)(当  
初は、法律時報79巻10号30～36頁(2007))

※なお、当日のスライドは後日下記のアドレスの「報告・講演  
記録」に掲出します。

<http://www2.kobe-u.ac.jp/~emaruyam/medical/medical1.html>